

犯罪被害者等支援条例を制定しました

問い合わせ 地域づくり課(☎027-253-2211)

誰もが犯罪被害者等になる恐れがあります。犯罪などに巻き込まれた犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害にとどまらず、被害後に受ける精神的な苦痛や経済的な損失などの二次被害に苦しめられ、事件前の生活を取り戻せないようなケースも発生しています。誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現には、犯罪被害者等に対する適切な支援が必要です。

市では、犯罪被害者等の被害の回復と軽減を図り、安全で安心な暮らしができる地域社会の実現を目指すため、「犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

基本理念

- ▷犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること
- ▷犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況および原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、二次被害が生ずることのないよう十分に配慮すること
- ▷犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されること
- ▷市および関係機関などが相互に連携し、協力すること

主な支援

- 窓口設置** 犯罪被害者等支援を総合的に行うための窓口を設置
- 相談および情報の提供** 犯罪被害者等が抱えるさまざまな問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言、警察などの関係機関との連絡調整を行う
- 経済的負担の軽減** 犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、見舞金を支給
- 居住の安定** 従前の住居に居住することが困難になった犯罪被害者等への公営住宅の提供

(公財)被害者支援センターすてっぷぐんま

犯罪被害者等に対して精神的なケアを行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、被害の回復や軽減の支援をする団体です。犯罪被害に遭ったときは、一人で悩まずに相談してください。

受付日時 月～金曜日(祝日・年末年始は除く) 午前10時～午後4時
活動内容 ▷電話・面接相談▷付き添いなどの直接的支援▷関係機関との連携▷支援者の養成
問い合わせ ☎027-253-9991

市の責務、市民・事業者の責務

- ▷犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、関係機関と連携協力し、実施する
- ▷犯罪被害者等が置かれている状況および犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう配慮する
- ▷市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努める



犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギョっとちゃん」

見舞金の種類

- 遺族見舞金**
金額 30万円
対象 犯罪行為により死亡した人*1の遺族*1
*1 犯罪行為の発生時に市内に住所を有している人
 - 重傷病等見舞金**
金額 10万円
対象 犯罪行為により重傷病*2を負った市民
*2 負傷または疾病であって、その療養に要する期間が1カ月以上であると医師により診断されたもの
- 支給には要件がありますので、地域づくり課へ問い合わせてください。

令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種

初回接種が完了した人にもミクロン株対応ワクチンを1回接種する令和4年秋開始接種が終了します。接種希望の人は早めに予約してください。
終了期日 5月7日(日)
その他 5～11歳の接種は秋冬の接種開始まで延長
令和5年度の接種
春夏の接種対象(5～8月) 65歳以上の人、基礎疾患などがある人、医療機関または高齢者、障がい者施設の従事者

秋冬の接種対象(9～12月) 追加接種可能な全ての年齢の**共通事項**
 64歳以下で基礎疾患のない人は接種を受ける努力義務がなくなります。また、4年秋開始接種が終了すると、12～64歳で基礎疾患がない人は5年秋冬の接種までワクチンの接種を受けられません

問い合わせ 健康づくり課(☎08024)

若年がん患者の在宅療養支援事業を開始します

若年がん患者が、住み慣れた自宅などで自分らしく過ごせるよう、在宅での療養生活を行っている人に対し、支援を実施します。
対象 次の項目全てに該当する人▽支援事業の利用申請をする日に市に住民登録している▽治療を目的とした治療を行わないがん患者 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断した▽

対象サービス・利用金額上限
 △訪問介護(身体介護、生活援助)および訪問入浴介護 月額5万円▽福祉用具貸与 月額3万円▽福祉用具購入 1人当たり5万円▽介護支援専門員による事業所の紹介・調整などの費用 月額1万円
申し込み・問い合わせ 本事業の利用を希望する人は、市ホームページを確認または健康づくり課(☎027-253-9991)へ

医療用ウィッグなどの購入費補助事業

がん治療に伴う経済的負担を軽減し、日常生活の質がよい良いものとなるように、医療用ウィッグおよび乳房補整具などの購入費用の一部を補助します。
補助対象者 次の項目全てに該当する人▽申請日に市に住民登録をしている▽がん治療に伴う身体の変化のために医療用ウィッグなどを必要としている▽市税を滞納していない

い▽過去に本事業または他の自治体で同様の補助を受けていない
補助対象 △医療用ウィッグ(かつら・帽子本体・装着時に皮膚を保護するネットなど)
 △乳房補整具(体外に装着する人工乳房・パッド・ニップル・これらを固定する下着)
 ※本体価格に含まれない付属品・ケア用品および送料・文書料は除く

補助金額 上限3万円
 ※申請は1人1回まで
申請期限 4月1日以降に補整具を購入した日の翌日から数えて1年以内のもの
申し込み・問い合わせ 必要書類を準備の上、健康づくり課に提出してください。申請に伴う詳細は、市ホームページを確認または健康づくり課(☎027-253-9991)へ

